

令和3年度第5回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和4年1月25日

保健福祉部保険年金課

令和3年度第5回昭島市国民健康保険運営協議会

令和4年1月25日（火）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 報 告

確定係数算定による令和4年度国保事業費納付金について

3. 議 題

昭島市国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額改定について（諮問）

4. その他

出席委員（10名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	石 原 正 昭 君
委 員	久 保 昇 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	大 澤 康 男 君	委 員	山 本 莊 太 郎 君
委 員	岸 野 康 夫 君	委 員	島 津 智 子 君
委 員	熱 田 喜 信 君	委 員	鈴 木 克 仁 君

欠席委員（なし）

説明者

保健福祉部長 青柳 裕二、保険年金課長 久保田 富大、
保険年金課保険係長 菅野 達也、保険年金課賦課担当係長 成田 紀子
保険年金課保険係主事 降矢 祐輔

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、皆さんこんにちは。また今年もよろしくお願いたします。

本日はお寒い中、また、オミクロン株がここで急激に拡散している中で、この国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和3年度第5回昭島市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

○会長 よろしいですか。

本日は委員の皆さん、全員出席となっておりますので、本協議会は成立しております。

◎会議録署名委員の指名

確定係数算定による令和4年度国保事業費納付金について

○会長 それでは、会議に入ります。

日程に従いまして、はじめに、確定係数算定による令和4年度国保事業費納付金についての報告を事務局に求めますので、お願い申し上げます。

○事務局 それでは、私から報告事項といたしまして、確定係数算定によります令和4年度国保事業費納付金につきましてご報告させていただきます。

まず、保険税率改定の際には、皆様お忙しい中ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

その際、10月の運営協議会での審議の際の私の説明の中で、過去、令和2年度、3年度の事業費納付金に際しまして、減少傾向があるということから、その後、被保険者数の減少などが見込まれることによりまして、納付金につきましては特に増加することはないのではないかとご説明をさせていただきました。

ところが、答申案が完成した後、11月9日に東京都より仮係数が示されまして、その際、前年度比で仮係数においては2億7,800万円増加という納付金の額が告示をされました。

その後、年が明けまして1月11日に、確定係数ということで確定の額が出まして、仮係数からは約6,250万円減少したのですけれども、結果的には、配布資料のとおり、前年度比2

億1,600万円増の34億1,130万円となったものでございます。

こちらの増の要因といたしましては、東京都の説明によりますと、被保険者数は減少、また全体の診療費、給付費等も減少はしているのですけれども、1人当たりには換算いたしますとそれぞれが増となっていると。そうしますと計算上はかなりの増となってしまったということでもございました。

こちらの算定につきましては、大変申し訳ございませんが、私どもでは想定できなかったものでございます。

また、資料の2枚目以降にありますとおり、各市におかれましても相当影響が出ておりました。それに鑑みまして、私どもの都市協議会の課長会、また区長会や市長会におきまして、国への財政支援、並びに東京都には都独自の特別措置を強く要望いたしました次第でございます。しかしながら、結果的に資料の措置となったものでございます。

この数字に関しまして、来年度ですけれども、令和4年度は増額分につきましては、令和3年度末で6億6,000万円の残額が見込まれます運営基金を活用いたしまして対応するものでございます。

また、先の話で恐縮でございますが、今年の11月頃には令和5年度の仮係数がお示しされる予定になっております。その際には、その数値と保険税収入見込みや基金残高を踏まえまして、事務局で検証させていただき、場合によりましては委員の皆様にご審議を賜るかもしれませんので、そのときはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまご報告がありましたけれども、これにつきまして質問等ございますか。

昨年諮問がありまして、税率については、基金もまだ6億6,000万円ほどあるので、現状のままでいいという形での答申をした直後に、前年比で2億1,600万円ほどの増になっているという東京都からの確定値の連絡があったということで、基金を取り崩してこれに対応しなければいけないということになると、基金としては総額があと2億円ほどしかないということですね。

○事務局 はい、令和4年度末で約2億2,600万円となります。

○会長 当初答申をしたときの数字と大幅に金額が変わってしまいましたので、場合によっては税率の見直しということも考えていかなければいけない数字になるかと思いますが、はっきりとした原因が分からないという点が非常に怖いところでして、これが毎年のように続い

ていくとなると、普通の基金の対応だけでは難しいということにもなりかねないと思われ
ます。

皆さんから、何か質問でもいいですしご意見でも結構ですので、何かございますか。

(発言する者なし)

○会長 特にございませんか。

これは結果としてしなければいけないものということにはなりますけれども、このような
状況になっているということでご承知をしていただけたらと思います。

それでは、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、報告は以上で終わりにしたいと思います。

昭島市国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額改定について（諮問）

○会長 次に、議題としまして、昭島市国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額改定
について（諮問）、これを議題といたします。

それでは、諮問を保健福祉部長からよろしく願いいたします。

○保健福祉部長 本日は市長が公務で欠席となつてございますので、代理で大変恐縮でござい
ますけれども、私から諮問等をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(諮問の読み上げ)

○会長 国民健康保険運営協議会として諮問をお受けいたします。しかるべき時期に答申をし
たいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ただいまの諮問につきましては、委員の皆様にご覧をさせていただきます
ので、そちらで改めてご確認していただければと思います。

あわせて、内容についてこれからご説明いたしますので、その資料も配布させていた
できます。

○会長 では、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、課税限度額の改定につきましてご説明させていただきます。

ご覧いたしました、「令和4年度昭島市国民健康保険税課税限度額の改定について」を
ご覧いただきたいと存じます。

国民健康保険税の税額につきましては、世帯ごとに被保険者の収入から算定した所得金額
に税率を掛ける所得割額と、被保険者一人一人に課せられる均等割額で税額を算出しており

ます。こちらにつきましては賦課する額に上限が定められておりまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれに上限額を定めております。

資料1、保険税における課税限度額の見直しの表に記載してございますとおり、現在は医療給付費分が63万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護納付金分が17万円、合計で99万円となっております。そのため、どんなに所得が多い世帯でも、年間の税額といたしましては99万円を超えることがないという形になってございます。

こちらの限度額につきましては、受益と負担の関係で、被保険者の納税意欲に与える影響等を踏まえ設けているものでございます。

今般、国におきまして課税限度額の改定を含む地方税法の改正案が上程されております。内容につきましては、先ほどの表の見直し(案)で記載してございます医療給付費分が2万円増額の65万円、後期高齢者支援金分が1万円増額の20万円、介護納付金分につきましては、今回は据え置くこととなっております、3万円の増額となることで、合計で102万円となりまして、初めて100万円台を超えるものでございます。

この改正につきましては今後国会において審議が予定されており、まだ正式に確定はしておりませんが、通常どおり改正された際には今年の4月1日から施行することとなっております。

ただし、この限度額につきましては、国が政令で規定する金額を限度といたしまして、国保税の賦課徴収団体であります保険者がそれぞれの条例で定めることとなっております。そのため、本日運営協議会に諮問させていただきまして、本市の国保税の賦課限度額についてご審議を賜りたいものでございます。

資料2、課税限度額の推移でお示しさせていただきましたが、本市におきましては平成24年度から条例を改正し、法定限度額に合わせた限度額を設定しているものでございます。

なお、資料の下段につきましては限度額見直しのイメージ図となっております。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明がありました。

これにつきまして、何かご質問等ございますか。

昨年は、限度額上限の変更はなかったのですね。

○事務局 はい、昨年は据え置いております。

○会長 据置きでしたよね。一昨年が若干上がったと。

どうでしょうか。ご意見でも結構ですし。

どうぞ、A委員。

○A委員 改正のイメージ図があるのですけれども、この下線が影響のある部分ということですよ。これについて具体的な数値というのは出ないのですか。どのくらいの世帯がどのくらい増えるか、そういう数値は出ないのですか。

○事務局 影響額ということによろしいですか。

○A委員 その限度額が増えることによる数値も含めて。

○事務局 医療、支援、介護全体分につきまして、限度額の超過世帯ですけれども、現行で141世帯、こちらの限度額を改正いたしました場合は136世帯となりまして、限度額が上がることによって5世帯が減少するものでございます。

調定ベースで影響額を試算いたしましたところ、約470万円の増加を見込んでございます。以上でございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○A委員 もう一点。

少し難しいかもしれませんが、他市の状況はどうなっているのか分かりませんか。

○事務局 他市が改定するかどうかということによろしいですか。

12月末時点でのアンケート結果でございますけれども、限度額を改定すると回答している市が、26市中、18市となっております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長 ほかにご意見もないようでしたら、これは国が設定した限度額に引き上げるという考え方ということで理解をしていくと思うのですけれども、これについて、例えば市独自で上げなくてもいいのではないかというご意見の方はいらっしゃいますか。これはやむを得ないのではないかというご意見で皆さんよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでよろしければ、この諮問につきましては、事務局と私で答申の案文を作成させていただいて、市長へ答申をしていきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 では、限度額の改定については、国が設定した限度額まで改定するという方向での答申をさせていただきたいと思います。

では、改めて調整をさせていただいて、答申案文を作りたいと思います。

◎その他

○会長 それでは、日程に戻りまして、その他になります。

事務局で何かございますか。

○事務局 それでは、事務局からご案内申し上げます。

今後の日程でございますけれども、令和3年度の運営協議会は今回で最後となります。4月以降、令和4年度の第1回運営協議会につきましては、5月頃を予定してございます。また、こちらにつきましては後日通知にてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この5月末で委員の改選になりますが、第1回の会議につきましては現行委員の方々に出いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○保健福祉部長 貴重なお時間いただきまして大変ありがとうございます。

今年度の国民健康保険運営協議会につきましては、5回にわたり、非常にお忙しい中、またコロナ禍にありましてご対応いただきまして大変ありがとうございました。

また、昨年には国保税の見直しの部分につきまして、いろいろご意見を頂く中で、答申といたしましては据置きという形で頂戴をしたところでございます。

その答申を頂いたものを踏まえまして、新年度につきましては、その方向に沿って市としても対応していきたいと考えてございまして、新年度の予算計上も行っているところでございます。今後、議会の審議を経て新年度の対応をしていきたいと考えてございます。

また、本日ご報告等をさせていただきましたけれども、東京都から示された事業費納付金の部分についてでございますが、本来であれば早めに情報をキャッチして、この協議会の中でも報告ができればよかった部分は多々あると捉えてはございますけれども、何分本市をはじめといたしまして各市もこの納付金の額について想定をしていない部分で、非常に大きな上昇幅ということで対応に苦慮しているところでございます。

こちらの部分につきましても、市といたしましては、先ほど課長からもお話申し上げましたけれども、基本的には頂いた答申を踏まえて、保険税についてはそのまま据置きで、現在の基金をしっかりと活用する中で令和4年度については対応していきたいと考えているところでございます。

しかしながら、令和4年度の状況をしっかりと注視する中で、令和5年度の部分につきましては、引き続きこの運営協議会の場を頂く中で、どういう対応が必要なのかという部分につきましては、またご相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、来年度改選等も控えているところではございますけれども、引き続きこの運営協議会へのご理解、ご協力等賜ればと思っているところでございますので、あわせて、お礼旁々一言申し上げさせていただきました。また引き続きどうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

◎閉 会

○会長 それでは、本日の日程はすべて終了しましたので、これで解散したいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後 時 分)